

飯山市新幹線通勤補助金交付要綱（概要版）

（R3Ver）

≪制定案趣旨≫

本要綱は飯山市への若者の移住定住を促進することにより人口の拡大を図ることを目的に、北陸新幹線飯山駅を利用する若者の通勤費負担及び通勤時間を軽減し、北陸新幹線の利用促進を図るため補助を行うものです。

新補助制度の対象者は『40歳未満』に限りませんが、これは若者の賃金は一般的に低く、通勤費の負担が重いことによる市外への転出を防ぐためのものです。

制定のポイント

1 要綱の名称

要綱の名称を『飯山市新幹線通勤補助金交付要綱』とします。

2 補助条件

- ・40歳未満で、市内に住所を有する者であること。

3 補助対象

北陸新幹線の通勤定期券代金。

※令和3年4月1日以降に生じた定期券から本補助事業の対象とします。

4 補助限度額及び期間

北陸新幹線定期券購入に要する費用から、会社から支給される通勤手当を差し引いた金額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）以内で、月額15,000円を上限とし、最長で2年間補助します。